

高卒求人をお申し込みいただく事業主の皆様へ

【募集・記載にあたってのお願い】

求人申込み、推薦、選考開始時期等、新規高等学校卒業者の求人活動ルール・申込書の記載方法等については、「新規学卒求人の申込みから採用まで」（冊子）をご覧ください、公正な採用選考を実施していただきますよう、ご理解・ご協力をお願いいたします。

★募集の中止（充足した場合を除く）や募集人員の削減は出来ません。

- 確実に採用できる求人数での募集を行ってください。「大卒者等を採用したため高卒者の募集を中止する、募集人員を削減する」、「一般求人の応募者を採用したため高卒者の募集を中止する、募集人員を削減する」ということはできません。必要最小限の人数でのお申込みをお願いいたします。
- 高卒求人の有効期間は、充足しなければ令和7年6月30日までです。
- 採用内定取消、入職時期の繰り下げは、学生、生徒並びに生徒の家族に対し計り知れない衝撃と失望を与えることになる重大な問題ですので、的確な採用計画に基づいた求人の申込みをお願いいたします。万が一、経済情勢の急激な変動等により、やむを得ず募集の中止・募集人員の削減・採用内定の取消・入職時期の繰り下げを行う事態が生じてしまった場合は、あらかじめ管轄のハローワークへ所定の様式によって通知していただくことになります。

★職場見学では適切な対応をお願いいたします。

- 職場見学は、高校生が職業や職場への理解を深め、適切な職業選択ができることを目的としています。応募書類の提出を求めたり、採用選考につながる質問をしないようにしてください。

★改正健康増進法施行により「受動喫煙防止」のための取組の明示が必要です。

- 喫煙可能区域に20歳未満の者を立ち入らせてはならないとされました。
受動喫煙防止の取組が必要であるが、措置されていない求人は受理することができません。
また喫煙室等を設置し、受動喫煙防止の措置をされているが、業務内容に喫煙可能区域での作業等がある場合も受理はできません。

【求人申込み方法】 ※郵送・FAXでの受付は行っておりません。

令和2年1月以降に高卒求人の申込みがある場合

- ① 求人者マイページから、過去の高卒求人を転用して申込み
- ② 過去の高卒求人、変更箇所を朱書きし窓口に持参して申込み

※手書きの求人申込書による申込みは行っておりません。 求人者マイページからのお申込み、または、過去の高卒求人、朱書きし、窓口に持参してお申込みください。

令和2年1月以降に高卒求人の申込みがない場合

- ① 求人者マイページ開設済みの事業所様につきましては、求人者マイページから高卒求人を新規でお申込みください。
- ② 求人者マイページの開設をされていない事業所様につきましては、事前に求人者マイページを開設のうえ、求人者マイページから高卒求人を新規でお申込みください。

【必要書類について】

- ① 高卒求人受理に係る確認事項
- ② 推薦依頼高校一覧

※ ①は必須、②は指定高校に推薦依頼する場合

※ ①、②の用紙はハローワーク横浜南ホームページにも掲載しておりますので、ダウンロードしてご使用ください。

※ 求人者マイページからお申込みいただく場合は、「ハローワークへの連絡事項」欄に「高卒求人受理に係る確認事項（推薦依頼高校一覧）はメールにて提出します」と入力のうえハローワーク横浜南 事業所部門までメールにてご提出ください。

（※特に「推薦依頼高校一覧」の提出がある場合は忘れずに入力してください。）

※ 持参にてお申込みいただく場合は、窓口にご提出ください。

※その他、申し込まれた内容により追加で確認書類が必要なことがありますので、求められた際にはご提出をお願いいたします。（例：変形労働時間制の協定書など）

【求人票の返戻について】

求人票作成後、ハローワークの受理印を押印した高卒求人票を7月1日(月)以降返戻いたします。お申込みいただいた求人内容の確認処理に、ある程度の時間が必要となります。

7月1日(月)に求人票の返戻を希望される場合は、なるべく6月20日(木)までに提出をしていただきますようお願いいたします。6月21日(金)以降提出された求人につきましては、7月1日(月)に返戻できない可能性がございますのでご承知おきください。

なお、郵送での返戻は7月1日(月)発送となります。

【預かり票について】

求人申込み受付後、「高卒求人預かり票」交付いたします。

- ① 求人者マイページからお申込みいただく場合は、返信方法を「ハローワークへの連絡事項」欄に入力してください。（例：「郵送での受取希望」「来所にて受取希望」）
預かり票は、必要書類をメールで提出いただいたアドレスに返信で送付いたしますので、来所で受取の場合は印刷して必ずご持参ください。
- ② 窓口持参で求人のお申込みいただく場合は、窓口で返信方法を選択していただき、窓口で預かり票を手交いたします。

ハローワーク横浜南 事業所部門

☎045-788-8609 (31#)

メール **hwym-kyujin@mhlw.go.jp**

※ メールの件名に必ず『事業所名』、『高卒求人』と入力してください。

★「高卒求人受理に係る確認事項」「推薦依頼高校一覧」はハローワーク横浜南ホームページ「事業主の方へ」からダウンロードしてください。

〈URL〉 https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-hellowork/list/hw-yokohamaminami/newpage_00330.html

【インターネットによる求人票の公開について】

- ・ハローワークで受理した求人は7月1日以降「高卒就職情報WEB提供サービス」より全国の高校に公開することができます。この求人情報は、高校とハローワークのみが閲覧できるシステムとなっています。
各高校の担当教諭から、事業所に直接職場見学や応募についての問い合わせがありますので、ご対応をお願いいたします。また、全国の高校への情報提供となりますので、遠方の高校からの問い合わせの可能性あることをご承知おきください。
なお、各高校が全ての求人票を閲覧するとは限りませんので、推薦依頼をご希望の高校につきましては、求人票（ハローワークの受理印があるものに限ります。）の写しに「推薦依頼高校一覧」を添付して、郵送または訪問等により当該学校にご提出ください。
- ・推薦依頼をしていない学校から応募希望者の連絡がある場合がありますので、応募を指定の高校のみに限定する場合等、「高卒就職情報WEB提供サービス」による公開を希望されない場合は、求人申込み時に「インターネットによる全国の高校への公開」を不可としてください。

【採用が決まったら】

- ・高卒求人を返戻する際に、求人のその後の充足情報についてご報告いただくための用紙「採用決定（内定）状況報告書」を一緒にお渡しいたします。内定者があった場合は、その都度速やかにこの報告書でハローワーク横浜南までご報告ください。
ご報告がない場合、求人は充足しているのに、高校や高校生が見る「高卒就職情報WEB提供サービス」では募集中の状態のままになっておりますので、学校から応募の連絡が入る可能性がありますし、最悪の場合、学校・生徒側からの苦情に発展します。内定が出ましたら、その都度必ずメールにてご報告いただきますようお願いいたします。